



藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

ニュースレターの日付
2013年1月(第10号) 1号

新年がスタートしてひと月が経とうとしていますが、2013年はどんな年になるでしょうか。成長の感じられる年にしたいものですね。

「事務所だより 1月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

この号の内容

- 1 傷病手当金をご存知ですか？
- 2 職場のパワー・ハラスメントが増えています
- 3 医療費控除とは？
- 4 当事務所から

傷病手当金をご存知ですか？

健康保険では病気やケガの療養のために会社を休まなければならない、給与が受けられないときは生活を保障するために傷病手当金が支給されます。民間の所得補償保険のような保険だけでなく、公的な健康保険にもこのような生活保障のための給付がありますので、ご利用してみたいかがでしょうか。（国民健康保険では傷病手当金の制度はありません）

■ 支給される条件

- ①業務外の理由の病気やケガの療養のために休業であること。
- ②それまで就いていた仕事に就くことができないこと。
- ③連続して3日以上休んでいること。
- ④休業した期間について給与の支払いがないこと。

■ 受けられる期間

休んだ期間のうち、最初の3日（待機）が経過した4日目から支給され支給開始された日から最長1年6ヶ月の間。

■ 支給される額

1日あたり休業する社員の標準報酬日額の3分の2の額が支給されます。（実際に休業した日数分が支給されます）

* 標準報酬日額：標準報酬月額を30日で割ったもの。

* 標準報酬月額：社員が会社から受け取る給与をいくつかの幅（等級）に区分した仮の報酬月額に当てはめて決められる。



【詳しいパンフレットはこちらをクリック】

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/8.271.25.html>

職場のパワーハラスメントが増えています

厚生労働省では、このほど職場のパワーハラスメントに関する実態調査を初めて実施し、報告書を取りまとめました。調査の結果、過去3年間にパワハラに該当する事案があったと回答した企業は32.0%、パワハラを受けたことがあると回答した従業員も25.3%に上っています。

パワハラが発生している職場に共通する特徴としては、「上司と部下のコミュニケーションが少ない」が51.1%で最も多くなっています。

厚生労働省では、パワハラ予防・解決に向けたポータルサイト「あかるい職場応援団」を開設しています。パワハラ対策に取り組む企業の事例や職場でのコミュニケーションスキルなどを紹介していますのでぜひご利用ください。

【「あかるい職場応援団」はこちらをクリック】

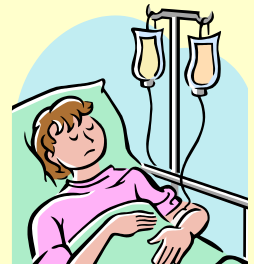


<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/related-documents/statistics/state.html>

医療費控除とは？

医療費控除とは、医療費の負担を少しでも軽くするため、医療費が年間で10万円以上かかった年に、その医療費の一部を所得から控除することです。所得が会社からの給与や賞与だけの方でも、医療費控除に該当する場合には確定申告をすることにより、所得税の還付を受けることができます。医療費は生計が同じ家族全員分を合算することができます。

具体的な控除額は、かかった医療費から10万円（所得が200万円以下の場合、所得の5%）および生命保険や健康保険の給付金で補てんされた額を差し引いた金額です。医療費控除を受けるためには病院から受け取る領収書を失くさず保管しておくことが大切です。



当事務所から



事務所日より1月号はいかがでしょう。

毎日寒い日が続いておりますが、新年早々に肺炎にかかってしまい、健康の大切さを痛感した年明けでした。インフルエンザも流行っていますので、うがいや手洗いは大切ですね。皆さまもご自愛ください。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 606 号
(社会保険労務士法人アシスト 21 内)

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-2958

Email mayfujii@sr-fujiioffice.com

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
藤井真由美